

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 6月 3日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	所内変圧器(2A)タップ切換器上部継手部及び、所内変圧器(2B)本体～放熱器間配管継手部において、絶縁油の滲みが認められたため、当該継手を点検・修理。	GⅢ	
2	4号機	所内変圧器(4A)冷却器上部継手部において、絶縁油の滲みが認められたため、当該継手を点検・修理。	GⅢ	
3	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器(C) 缶底液サンプリングライン洗浄弁において、シート部より温水漏えい(1滴/10秒程度)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
4	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器(D) 缶底液サンプリングライン洗浄弁において、シート部より温水漏えい(1滴/10秒程度)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	